

## 琵琶湖森林づくり県民税の方向性

- 1 琵琶湖森林づくり県民税の評価について
- 2 制度継続の必要性について
- 3 琵琶湖森林づくり県民税の使途について（森林環境譲与税との整理を含む）
- 4 課税方式について
- 5 税率設定について
- 6 次回の見直し時期について

## 琵琶湖森林づくり県民税の用途について

### 1 森林づくりの費用負担を考える懇話会における用途の考え方

琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の用途については、森林づくりの費用負担を考える懇話会において、その用途が県民に明確にされ、賛同を得られることが重要であること、また、琵琶湖森林づくり条例や琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に沿って確かな貢献をするものであることが必要であるという考えの下、「環境を重視した森林づくり」および「県民協働による森林づくり」という2つの柱が示された。

#### (1) 環境を重視した森林づくり

琵琶湖と森林の関係を重視し、琵琶湖の水源のかん養など森林の公益的機能の高度発揮を目指す施策

#### (2) 県民協働による森林づくり

森林が琵琶湖と人々のくらしと切り離すことができない県民共通の大切な財産であることから、県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策

#### 県民税を充当する事業の基本的な考え方

- ① 事業効果が広く県民全体に及び、公共性、公益性が高く、事業内容が県民にはっきりと見える事業であること。
- ② 県民の森林に対する理解や関心を深め、森林づくりへの参画意識の高揚に資する事業や、県民の主体的な参画による協働で森林づくりに取り組む事業であること。
- ③ 新たな負担は、県・市町の公有林や造林公社営林地など公的に管理されている森林を除いた、私有林を対象とした森林づくりに充当すること。

#### 具体的な施策展開の検討

##### (1) 環境を重視した森林づくりのための事業

事業	検討結果
針広混交林への転換 長伐期林への誘導	豊かな自然生態系が維持され、水源かん養機能などの公益的機能が高度に発揮される森林を整備することは、その <u>事業効果が広く県民全体に及ぶ</u> ことから公益性の高い施策である。
間伐材の搬出・利用の促進	地球温暖化防止対策や循環型社会の構築に寄与するとともに、森林所有者の森林整備意欲を喚起し、ひいては森林の公益的機能の高度発揮に資することとなることから、その <u>事業効果は広く県民全般に及ぶ</u> と考えられる。
里山の環境保全の推進	人々に身近な里山の昔ながらの景観や動植物の生育・生息環境を取り戻し、地域の生態系豊かな環境を重視した里山の保全が促進されるとともに、身近な緑である里山に対する県民の理解が深まるものと考えられる。

## (2) 県民協働による森林づくりのための事業

事業	検討結果
森林の大切さの普及啓発	森林が琵琶湖の保全に重要な役割を果たしているということに対する県民の理解は十分ではなく、滋賀の森林に対する理解や関心を一層深め、 <u>森林づくりへの積極的な参画のための普及啓発は大変重要だと考える。</u>
里山の協働保全 県民の森林づくりへの参画	地域の森林づくりについてみんなで考え、活動する流域森林づくり委員会や里山保全グループなどは、 <u>滋賀らしい県民協働による森林づくりの形ではないかと考える。</u>

## 2 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会における使途の検討

平成 22 年に設置された琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会において、滋賀県森林審議会から琵琶湖森林づくり事業として新たに実施することが妥当と意見が出された事業（県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取り込み、地球温暖化防止を一層促進するための森林所有者への支援や県産材の活用、生態系の保全の観点から実施する森林被害防止のためのニホンジカ緊急対策）について検討が行われ、これらの事業については、県民税を充当する事業の基本的な考え方に則したものであるとして県民税を充当することは適当とされた。

## 3 琵琶湖森林づくり県民税条例検討会における使途の検討

平成 27 年に設置された琵琶湖森林づくり県民税条例検討会において、県民税の使途について意見交換が行われた。

### 県民税の使途についての意見

- ・ 創設時の理念に照らして県民税充当事業と一般財源充当事業とをしっかりと区別する必要がある。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業は、県民税を充当するのに値する公益性があるのかという視点を持って、実施していくことが必要である。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の効果について県民が実感できるような事業を展開していく必要がある。
- ・ 一般財源で林業振興により自立的に森林づくりが行われるよう支援し、将来的に県民税が縮小する方向へ移行するような好循環を作っていく必要がある。
- ・ 国の税制改正（森林環境税の創設等）や琵琶湖の保全及び再生に関する法律などの動向に留意し、琵琶湖森林づくり事業との整合性に関して注視していく必要がある。
- ・ 琵琶湖森林づくり事業の認知度を高めるため、効果的な方法の検討と制度の周知を行っていく必要がある。

#### 4 森林環境税・森林環境譲与税の創設等に伴う使途の見直し

滋賀の森林を取り巻く環境の変化や森林環境税・森林環境譲与税の創設等を踏まえ、平成31年2月議会における条例改正により、県民税と森林環境譲与税の使途について、滋賀県税制審議会における検討までの間の一旦の整理として、使途の見直しを行った。

##### (1) 琵琶湖森林づくり県民税

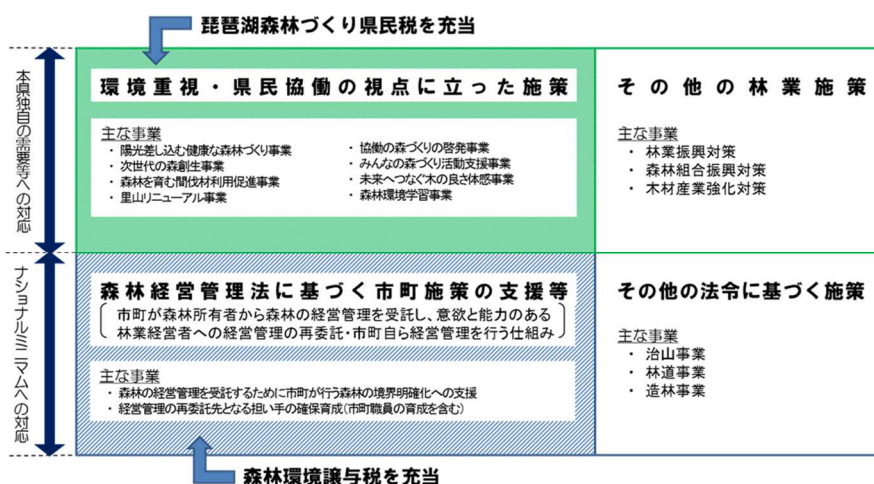
- ・ 環境重視と県民協働による森林づくりを推進する施策であって、森林経営管理法に基づく市町施策の支援等以外のもに充当することとする。
- ・ 具体的な使途については、ニホンジカの食害による表土流出、台風等による風倒木・土砂流出など新たな課題への対応を含め、知事が要綱で定めることとする。

##### (2) 森林環境税・森林環境譲与税

- ・ 森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援等に要する経費に充当することとする。

#### 要綱に定める使途

- ① 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- ② 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵かん養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- ③ 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- ④ 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- ⑤ 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- ⑥ 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- ⑦ 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- ⑧ 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策



## 5 琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

(令和2年1月)

滋賀県森林審議会において、第2期基本計画の検討と併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論が行われ、以下のとおり意見が出された。

- (1) 県民税を活用した事業については、当審議会では毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- (2) 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- (3) 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。
- (4) 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。
- (5) 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。
  - ・ 県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
  - ・ 県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
  - ・ 公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
  - ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。

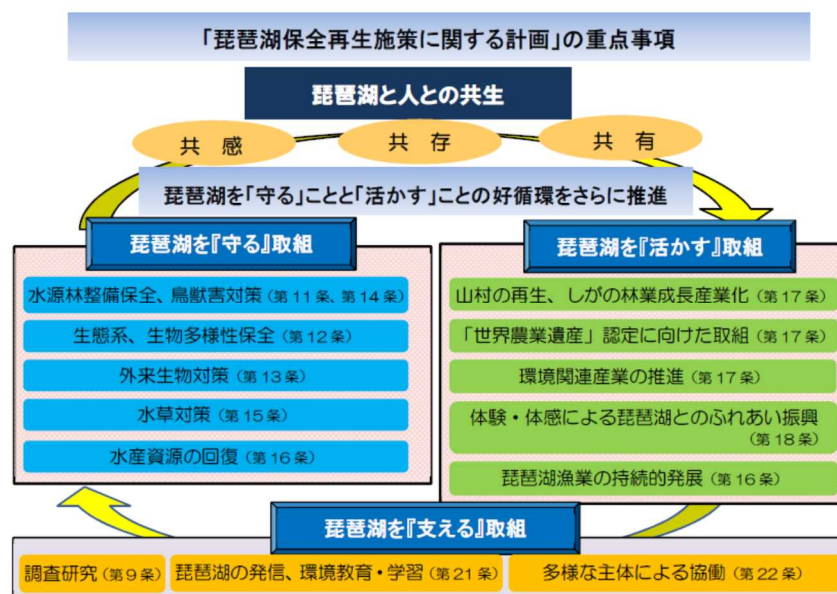
(参考) 琵琶湖の保全および再生について

平成 27 年に公布・施行された琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成 27 年法律第 75 号）では、琵琶湖が「国民的資産」として位置付けられた。

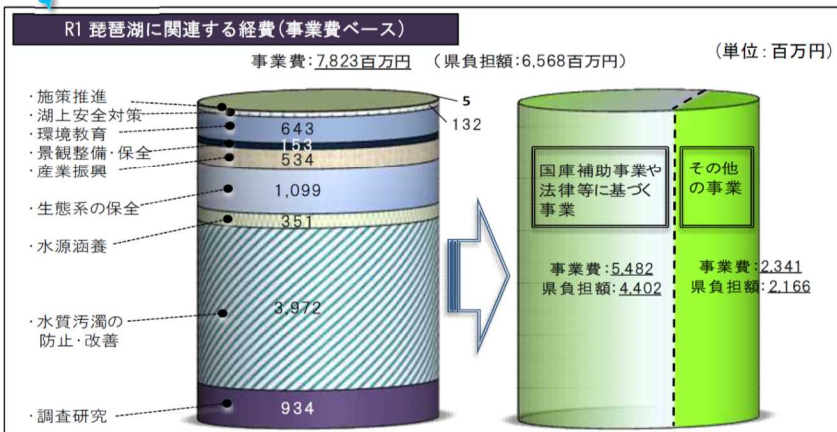
同法に基づき、本県では琵琶湖保全再生計画を策定し、水源林の整備保全や外来生物対策をはじめとした琵琶湖を『守る』取組や、林業の成長産業化や環境関連産業の振興などの琵琶湖を『活かす』取組を進めている。

さらに、琵琶湖の保全再生に資する調査研究や環境学習など琵琶湖を『支える』取組を展開することで、琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を創り出すことを目指している。

現行の琵琶湖保全再生計画は、その計画期間が令和 2 年度（2020 年度）末で終了することから、計画に基づく琵琶湖保全再生施策の更なる推進に向け、計画改定に取り組んでいるところ。



**Mother Lake** ◆琵琶湖に関する経費→ 年間 **78億円程度**  
 （国庫等を除く県負担額 **6.6億円程度**）





## 琵琶湖森林づくり県民税の課税方式等について

## 1 森林づくりの費用負担を考える懇話会での検討

琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の課税方式については、森林づくりの費用負担を考える懇話会（以下「懇話会」という。）において、「新税による課税方式」と「住民税均等割超過課税方式」のメリット・デメリットが以下の表とおりに整理されたところ。

《表 各課税方式のメリット・デメリット》

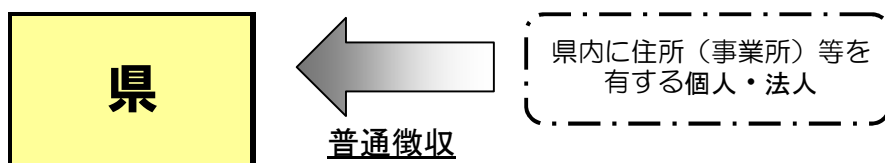
	新税課税方式	均等割超過課税方式
県民に広く負担を求める点で公平	○	○
低所得者への配慮が可能	○	○
税収とその用途が明確	○	×
税収と比較して徴税コストが安価	×	○

このことを踏まえて検討された結果、懇話会では、課税方式を「住民税均等割超過課税方式」とすることがさまざまな面において長所が見られ、またデメリットについても、県民税の用途が明確になるような措置を講じれば克服は可能と考えられることから、この方式が総合的に見て最良であると結論づけたところ。

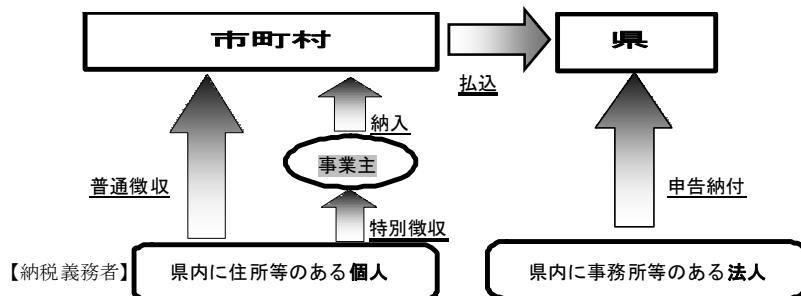
なお、懇話会では、県民税の用途を明確なものとするため、特別会計による方式と基金積立による方式の2つが検討されたところであり、次頁のような理由から、基金積立方式によることが適当とされたところである。

## 【各課税方式のイメージ】

## ◆ 新税課税方式



## ◆ 県民税均等割超過課税方式

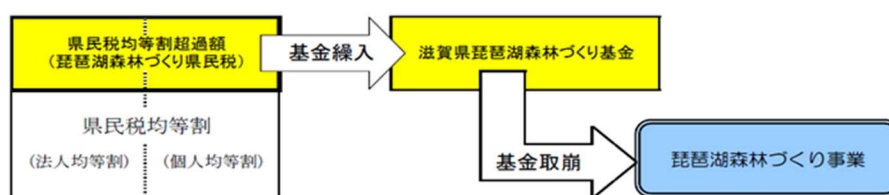


- ・個人 ⇒ 市町が個人県民税均等割に上乘せをして賦課徴収し県へ払い込む。
- ・法人 ⇒ 法人が法人県民税均等割に上乘せをして申告納付

### <基金積立方式とされた理由>

- ・ 基金は、税金およびその使い途について既存の事業と明確に区分するために新たな予算科目を設けることによって、税金がどれだけ集まりどのように使われたかが、県民にとって分かりやすくなる。
- ・ 事業の実施に当たっては、各年度の必要となる額を基金から取り崩し、それを特定財源として一般会計に計上する方法となるため、新たな森林事業を既存の事業と連携して行うことが容易になる。
- ・ 施策全体が同じ（一般）会計に網羅され通観できるため、県の森林事業全体も、県民に分かりやすく、理解されやすくなると考えられる。

### 【琵琶湖森林づくり県民税の流れ [イメージ図]】



### <参考 地方自治法>

#### (基金)

- 第241条** 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
  - 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
  - 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

## 2 現行の課税方式について

現行の課税方式については、以下のとおり特別の不都合は生じていないと考えられる。

- ① 基金積立方式による他、税金とその使途について県ホームページ等で公表することで、県民税の使途の明確化を図っている。
- ② 住民税均等割の「地域社会の会費を住民が広く負担する」という応益的な性格が、「新たな森林づくり」に必要な費用を県民が等しく負担するという県民税導入の趣旨に合致している。
- ③ 既存の税制度の活用により、低所得者への配慮を講じている。

#### ◆県民税均等割（個人）の非課税の範囲（地方税法第24条の5）

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・ 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ・ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人



- ④ コスト面において新税課税方式に比べ有利な状況は、制度導入時と変わっていない。  
現行の県民税の賦課徴収に要する経費は年 3,900 万円程度。  
新税課税方式に移行した場合、賦課徴収に要する経費が年 9,500 万円程度に増加すると見込まれる他、電算システムの改修や運用に多額の経費が発生する。  
また、新税課税方式では、個人・法人の納税義務者の把握が必要不可欠となるが、個人の納税義務者は県で把握していないため、その賦課徴収に必要な人員の配置と事務費用が新たに生じることとなる。さらに、現在賦課徴収をおこなっている市町においてもシステムの改修が必要になるものと考えられる。

<参考>

●新税課税方式にかかる賦課徴収経費試算額（自動車税にかかる費用より試算）

- ・納税通知書封入封緘委託料：約 1,700 万円
- ・納税通知書送付郵送料：約 5,900 万円
- ・コンビニ収納手数料：約 1,900 万円

- ⑤ いわゆる「森林環境税」を導入している 37 県では、全団体が住民税均等割超過課税方式により当税を賦課徴収している。  
また、うち 33 県では基金積立方式により用途の明確化を図っている。

## 琵琶湖森林づくり県民税の税率について

### 1 個人県民税・法人県民税均等割の超過税率に関する考え方（懇話会提言）

森林づくりの費用負担を考える懇話会では、広く県民に一定の負担を求めることとする琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の税率は、現行の税制度が個人と法人の負担水準に差を設けていることから、個人と法人の負担額に差を設けることが合理的と判断した上で、

- ・ 「3：1」という個人・法人県民税の税収割合を大枠において維持すること。
- ・ 法人と個人の負担額に一定の差を設けつつ、一部の者に過度な負担とならないように配慮することができること。

といった点から、個人分の超過税率は800円、法人分の超過税率は11%（下記表参照）とすることが最も妥当と考えられたところ。

#### <法人県民税均等割の超過税率>

資本金等の額による区分	標準税率(年額)	超過税率(年額)
下記以外の法人(均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円
1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円
1億円超10億円以下	130,000円	14,300円
10億円超50億円以下	540,000円	59,400円
50億円超	800,000円	88,000円

### 2 今後の琵琶湖森林づくり事業の規模

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の計画期間中に実施すべき琵琶湖森林づくり事業について、必要となる最低限度の事業費は、単年度当たり 9.1億円、うち国費の対象とならない部分は 7.2億円と見込まれる。

#### <第2期基本計画期間中において必要な琵琶湖森林づくり事業の単年度事業費（見込）>

（単位：千円）

	事業費	うち国費対象外
環境を重視した森林づくり	636,000	451,000
県民協働による森林づくり	272,500	272,500
合 計	908,500	723,500

### 3 今後の琵琶湖森林づくり県民税の税収について

現行の「住民税均等割超過課税方式」を前提として、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの県民税の税収を試算する。

#### (1) 今後の納税義務者数

##### ① 個人

滋賀県における個人県民税均等割の納税義務者は、女性や高齢者に係る就業率の増加を背景に、近年一貫して増加傾向にあるが、滋賀県の生産年齢人口は2025年（令和7年）時点においては減少に転じていると見込まれることから、納税義務者数もその時点においては頭打ちとなっている可能性が高い。

したがって、2025年（令和7年）までにおける個人県民税均等割の納税義務者数については、2020年（令和2年）と同数であると仮定して税収規模を見込むこととする。

#### 個人県民税均等割の納税義務者数（総務省「市町村課税状況等の調」）

2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
678,196	687,067	695,839	704,548	714,899	722,690
(+0.5%)	(+1.3%)	(+1.3%)	(+1.3%)	(+1.5%)	(+1.1%)

（出典）市町村課税状況等の調（総務省）

注 2019年は決算見込ベース、2020年は当初予算ベースの納税義務者数

#### 滋賀県の生産年齢人口（15歳以上人口）推計

2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)
1,208,748	1,212,987	1,208,455

（出典）国立社会保障・人口問題研究所

##### ② 法人

滋賀県における法人県民税均等割の納税義務者は、資本金等の額1,000万円以下の法人が、近年一貫して増加傾向にある。

そこで、2025年（令和7年）までにおける法人県民税均等割の納税義務者数については、資本金等の額1,000万円以下の区分において、過去5年の平均伸び率である2.4%ずつ増加、それ以外の区分においては、2018年（平成30年）と同数であると仮定して税収規模を見込むこととする。

#### 法人県民税均等割の納税義務者数（総務省「道府県税の課税状況等に関する調」）

	資本金等の額					合計
	1千万円以下	1千万円超 ～1億円以下	1億円超 ～10億円以下	10億円超 ～50億円以下	50億円超	
2014年(平成26年)	17,540	4,952	1,003	389	621	24,505
2015年(平成27年)	17,908	4,948	1,027	393	625	24,901
2016年(平成28年)	18,744	5,009	1,081	413	639	25,886
2017年(平成29年)	19,100	4,988	1,092	410	640	26,230
2018年(平成30年)	19,497	5,003	1,089	411	644	26,644

## 法人県民税均等割の納税義務者数の対前年増減率

(単位：%)

	資本金等の額					合計
	1千万円以下	1千万円超 ～1億円以下	1億円超 ～10億円以下	10億円超 ～50億円以下	50億円超	
2014年(平成26年)	1.3	0.0	0.6	0.8	1.1	1.0
2015年(平成27年)	2.1	△ 0.1	2.4	1.0	0.6	1.6
2016年(平成28年)	4.7	1.2	5.3	5.1	2.2	4.0
2017年(平成29年)	1.9	△ 0.4	1.0	△ 0.7	0.2	1.3
2018年(平成30年)	2.1	0.3	△ 0.3	0.2	0.6	1.6
伸び率平均	2.4	0.2	1.8	1.3	0.9	1.9

## 2020年～2025年における法人県民税均等割の納税義務者数(推計)

	資本金等の額					合計
	1千万円以下	1千万円超 ～1億円以下	1億円超 ～10億円以下	10億円超 ～50億円以下	50億円超	
2020年(令和2年)	20,444	5,003	1,089	411	644	27,591
2021年(令和3年)	20,923	5,003	1,089	411	644	28,070
2022年(令和4年)	21,402	5,003	1,089	411	644	28,549
2023年(令和5年)	21,881	5,003	1,089	411	644	29,028
2024年(令和6年)	22,360	5,003	1,089	411	644	29,507
2025年(令和7年)	22,839	5,003	1,089	411	644	29,986

## (2) 個人・法人県民税の税収割合

県民税の税率は、「3：1」という当時の個人・法人県民税の税収割合を考慮して設定したものの、直近3年度の調定額を見ると、個人・法人県民税の割合は「7：1」程度となっている。

この割合の変化は、主に三位一体改革による所得税から個人住民税への税源移譲や偏在是正のための法人住民税の一部交付税原資化に伴うものであり、これらの税制改正は納税義務者の税負担を変更する趣旨で行われたものではないことから、県民税の個人・法人割合については、従来どおりの「3：1」程度を維持するものとして税収規模を見込むこととする。

## 個人・法人県民税の調定額

年度	個人県民税	法人県民税	割合(個人：法人)
平成14年度	25,071	8,317	74:26
平成15年度	23,725	7,856	75:25
平成16年度	23,172	6,762	79:21

年度	個人県民税	法人県民税	割合(個人：法人)
平成28年度	52,645	6,496	89:11
平成29年度	53,144	7,259	88:12
平成30年度	53,845	8,024	87:13

### (3) 県民税の税率に係るパターン別算定

(1)で推計した納税義務者数および(2)で設定した個人・法人の税収割合によって、以下の3つの場合を想定して、それぞれ税率や課税額等がどのようになるか検証する。

- ① 今後の琵琶湖森林づくり事業規模を踏まえ、税率を引き上げる。
- ② 創設当時の納税義務者の増加等を踏まえて、税率を引き下げる。
- ③ 現行の税率を維持する。

#### ① 今後の琵琶湖森林づくり事業規模を踏まえ、税率を引き上げる。

	個人県民税分	法人県民税分	合計	基金積立額	
超過税率	900円	12%	—	—	
現行超過税率との差	+100円	+1%	—	—	
課税額 (千円)	2021年(令和3年)	650,421	185,678	836,099	790,570
	2022年(令和4年)	650,421	186,828	837,249	791,720
	2023年(令和5年)	650,421	187,977	838,398	792,869
	2024年(令和6年)	650,421	189,127	839,548	794,019
	2025年(令和7年)	650,421	190,277	840,698	795,169

※ 基金積立額は、課税額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額とする。(以下同)

#### ② 琵琶湖森林づくり事業の事業規模を制度創設時の6億円程度として、現在の納税義務者数の状況を踏まえて税率の見直しを行う。

	個人県民税分	法人県民税分	合計	基金積立額	
超過税率	700円	10%	—	—	
現行超過税率との差	△100円	△1%	—	—	
課税額 (千円)	2021年(令和3年)	505,883	154,732	660,615	625,203
	2022年(令和4年)	505,883	155,690	661,573	626,161
	2023年(令和5年)	505,883	156,648	662,531	627,119
	2024年(令和6年)	505,883	157,606	663,489	628,077
	2025年(令和7年)	505,883	158,564	664,447	629,035

#### ③ 現行の税率を維持する。

	個人県民税分	法人県民税分	合計	基金積立額	
超過税率	800円	11%	—	—	
課税額 (千円)	2021年(令和3年)	578,152	170,206	748,358	707,887
	2022年(令和4年)	578,152	171,259	749,411	708,940
	2023年(令和5年)	578,152	172,313	750,465	709,994
	2024年(令和6年)	578,152	173,367	751,519	711,048
	2025年(令和7年)	578,152	174,421	752,573	712,102

(参考) 税率パターン別基金残高の推移試算

① 税率を引き上げるパターン

個人県民税均等割	900円	(+100円)
法人県民税均等割	12%	(+1%)

単位:千円

	平成30年度 (決算)	令和元年度 見込額	令和2年度 見込額	令和3年度 見込額	令和4年度 見込額	令和5年度 見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額
総事業費	883,323	902,968	939,276	908,500	908,500	908,500	908,500	908,500
基金充当額 A	702,523	721,018	757,246	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
国費等充当額	180,800	181,950	182,030	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
基金積立額 B	689,019	701,718	702,552	790,970	792,120	793,269	794,419	795,569
県民税	683,400	694,700	702,200	790,570	791,720	792,869	794,019	795,169
その他	5,619	7,018	352	400	400	400	400	400
基金充当不足額 B-A	▲13,504	▲19,300	▲54,694	67,470	68,620	69,769	70,919	72,069
基金累積残額 (▲:充当不足累計)	140,581	121,281	66,587	134,057	202,677	272,446	343,365	415,434

※令和3年度以降の総事業費は、琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)の素案における事業目標量を達成するために単年度で必要な事業費(以下同)

※基金積立額「その他」は、寄附金、基金運用益、諸収入の計とし、令和2年度当初予算と同程度と見込む。

※税率引上による影響を令和3年度以降と想定。

② 税率を引き下げるパターン

個人県民税均等割	700円	(▲100円)
法人県民税均等割	10%	(▲1%)

単位:千円

	平成30年度 (決算)	令和元年度 見込額	令和2年度 見込額	令和3年度 見込額	令和4年度 見込額	令和5年度 見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額
総事業費	883,323	902,968	939,276	908,500	908,500	908,500	908,500	908,500
基金充当額 A	702,523	721,018	757,246	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
国費等充当額	180,800	181,950	182,030	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
基金積立額 B	689,019	701,718	702,552	625,603	626,561	627,519	628,477	629,435
県民税	683,400	694,700	702,200	625,203	626,161	627,119	628,077	629,035
その他	5,619	7,018	352	400	400	400	400	400
基金充当不足額 B-A	▲13,504	▲19,300	▲54,694	▲97,897	▲96,939	▲95,981	▲95,023	▲94,065
基金累積残額 (▲:充当不足累計)	140,581	121,281	66,587	▲31,310	▲128,249	▲224,230	▲319,253	▲413,318

※税率引下による影響を令和3年度以降と想定。

③ 現行の税率を維持するパターン

個人県民税均等割	800円	(±0円)
法人県民税均等割	11%	(±0%)

単位:千円

	平成30年度 (決算)	令和元年度 見込額	令和2年度 見込額	令和3年度 見込額	令和4年度 見込額	令和5年度 見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額
総事業費	883,323	902,968	939,276	908,500	908,500	908,500	908,500	908,500
基金充当額 A	702,523	721,018	757,246	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
国費等充当額	180,800	181,950	182,030	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
基金積立額 B	689,019	701,718	702,552	708,287	709,340	710,394	711,448	712,502
県民税	683,400	694,700	702,200	707,887	708,940	709,994	711,048	712,102
その他	5,619	7,018	352	400	400	400	400	400
基金充当不足額 B-A	▲13,504	▲19,300	▲54,694	▲15,213	▲14,160	▲13,106	▲12,052	▲10,998
基金累積残額 (▲:充当不足累計)	140,581	121,281	66,587	51,374	37,214	24,108	12,056	1,058



## 琵琶湖森林づくり県民税条例の次回の検討時期について

### 1 森林づくりの費用負担を考える懇話会

琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）の実施計画である戦略プロジェクトは、森林審議会で5年ごとに数値目標達成度などの事業効果や施策の方向性についてチェックすることになっていることから、森林づくりの費用負担を考える懇話会（以下「懇話会」という。）では、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の制度についても、施行後5年を目途として新たな施策の事業効果や森林を取り巻く環境、財政需要の状況を見極めた上で、制度の点検・見直しをする必要があると考えられたところ。

### 2 森林づくりに関する施策の財政上の措置

森林づくりに関する施策の推進を図るための、現行の基本計画は令和2年度で終期を迎え、現在、滋賀県森林審議会において令和3年度以降の第2期基本計画の検討が行われているところである。

第2期基本計画に基づく森林づくりに関する施策を推進するため、財源の確保が必要となってくる。

#### 琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）（抄）

（財政上の措置）

第22条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

財源の確保の方法については、県民税による他、寄附金や一般財源によるなど様々な方法について再度検討することが必要となる。

### 3 次回の税条例の検討時期

第1期基本計画の期間中における琵琶湖森林づくり県民税の見直し検討は、上記のとおり、5年ごとの戦略プロジェクトの見直し検討に合わせて実施してきた。

第2期基本計画については、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年を目途に見直しを行うことが予定されている。

県民税と基本計画の見直し検討を同時期に行う場合、滋賀県森林審議会での考えと滋賀県税制審議会での考えが異なった場合にその調整が行いやすいこと、基本計画の見直しと県民税の見直しについて同時に知ることができるため、県民の立場から、それぞれの見直しの関連性をより理解しやすくなることなどのメリットがある。

したがって、これまでと同様、基本計画の見直し検討と同時期に県民税条例についても見直し検討を行うことが適当ではないか。